

伊勢原市における外部の労働者等からの通報に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）及び公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）（令和4年6月1日消費者庁）の趣旨を踏まえて、伊勢原市（以下「本市」という。）における外部の労働者等からの法に基づく公益通報及びその他の法令違反等に関する通報を適切に取り扱うための事項を定めることにより、通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守等を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「外部の労働者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 通報内容となる事実に関係する事業者には雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者と契約関係にある事業者（以下「取引先事業者」という。）の労働者
- (2) 通報内容となる事実に関係する事業者及び取引先事業者
- (3) 通報内容となる事実に関係する事業者及び取引先事業者の役員
- (4) 前3号に規定する者であった者
- (5) その他市長が認める者

2 この要綱において、「通報」とは、法に基づく通報対象事実又はその他の法令違反等が生じ、又はまさに生じようとしていると思料して、その旨を知らせることをいう。

3 この要綱において、「通報者」とは、通報した者をいう。

4 この要綱において、「受付」とは、本市に対してなされた通報を受けることをいう。

5 この要綱において、「主管課」とは、通報内容となる事実に関する事務を所掌する課等をいう。

6 この要綱において、「通報者を特定させる事項」とは、通報をした者が誰であるかを認識することができる事項をいう。

7 この要綱において、「不利益な取扱い」とは、通報をしたことを理由とする本市、本市職員等、事業者又は事業者の役職員等からの懲戒処分その他の不利益な取扱いをいう。

(受付窓口の設置)

第3条 本市に対してなされる通報への対応に関する事務を取り扱うため、市民相談所管課に受付窓口を設置し、所管の部長がこれを総括する。

2 受付窓口は、次に掲げる事務を取り扱う。

- (1) 通報の相談・受付に関すること。
- (2) 通報者との連絡調整に関すること。
- (3) 主管課との連絡調整に関すること。

(通報の受付)

第4条 市民相談所管課は、外部の労働者等からの次に掲げる事実についての通報を受け付けるものとする。

(1) 法に基づく通報対象事実

(2) 前号に定めるもののほか、法令に違反する行為に関する事実（当該違反行為について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関がある場合に限る。）

2 市民相談所管課は、前項の規定により受け付けた通報の内容について、処分又は勧告等をする権限を他の行政機関が有するときは、他の行政機関を通報者に対して教示するものとする。

3 市民相談所管課は、正当な理由なく通報の受付を拒んではならない。

4 市民相談所管課は、匿名による通報についても、実名による通報と同様の取扱いを行うよう努めるものとする。

5 市民相談所管課は、通報を受け付けたときは、通報に関する秘密保持（個人情報以外の通報者を特定させる事項の秘匿を含む。）及び個人情報の保護に留意しつつ、通報への対応に必要な事項を通報者に確認するものとする。ただし、通報者の同意が得られない場合その他確認に支障がある場合は、この限りでない。

6 市民相談所管課は、通報を受け付けたときは、次に掲げる事項を通報者に説明するものとする。ただし、通報者が説明を望まない場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない（以下、次項、次条第2項及び第4項並びに第6条第2項に規定する通知並びに第8項第2号及び次条第5項に規定する教示においても同様とする。）。

(1) 通報に関する秘密は保持されること。

(2) 個人情報は保護されること。

(3) 通報受付後の手続の流れに関すること。

7 前2項において、郵送、電子メール等、通報者が通報の到着を確認できない方法によって通報がなされた場合には、通報の到着を確認次第、通報を受領した旨を通報者に対し通知するよう努めるものとする。

8 市民相談所管課は、通報を受け付けたときは、その内容により次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

(1) 調査の必要があるときは、適切な主管課に取り次ぐこと。

(2) 他の行政機関が通報内容について処分又は勧告等をする権限を有する場合において、他の行政機関を通報者に対して教示することを含め、適切な措置をとること。

9 前項の場合において、通報者からの通報に、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性のある内容が含まれている場合には、通報に関する秘密保持に留意しつつ、個人情報の保護に関する法令等に従い、他の行政機関に対し当該内容について情報提供をすることができるものとする。

（調査の実施等）

第5条 主管課は、法の規定を踏まえ、次の各号のいずれかに該当する場合には、正当な理由がある場合を除き、通報に関して調査を実施するものとする。

(1) 外部の労働者等が、前条第1項各号に掲げる事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を当該事実について処分又は勧告等をする権限を有する本市に対し、次に掲げる要件のいずれかを満たして通報する場合

ア 当該事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足る相当の理由（以下「真実相当性の要件」という。）があること。

イ 当該事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料し、かつ、次に掲げる事項を記載した書面を提出すること。

(ア) 通報者の氏名又は名称及び住所又は居所

(イ) 当該事実の内容

(2) 通報が真実相当性の要件を満たしているかが直ちに明らかでない場合においても、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性が認められる場合

2 主管課は、調査を実施する場合はその旨を、市民相談所管課を通じ通報者へ通知するものとする。

3 主管課は、調査を実施しない場合はその旨及びその理由を、市民相談所管課を通じ通報者へ通知するものとする。この場合において、通報のために提出された資料等については、通報者に返却できるものとする。

4 主管課は、通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報を保護するため、通報者が調査等の対象となる事業者及び関係者に特定されないよう十分に留意しつつ、速やかに調査を実施するものとする。

5 主管課は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査結果を市民相談所管課を通じ、通報者に対し通知するものとする。

6 主管課は、調査において、他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになった場合、他の行政機関を、通報者に対して教示するものとする。

7 主管課は、前項において、通報に個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性のある内容が含まれている場合には、通報に関する秘密保持に留意しつつ、個人情報の保護に関する法令等に基づき、他の行政機関に当該内容について情報提供を行うことができるものとする。

（調査結果に基づく措置）

第6条 主管課は、調査の結果、前条第1項各号に掲げる事実があると認めるときは、速やかに法令に基づく措置その他必要な措置をとらなければならない。

2 主管課は、前項の措置をとった場合には、その内容を、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、市民相談所管課を通じ、通報者に対し通知するものとする。

る。

(協力義務等)

第7条 市民相談所管課及び主管課は、法に基づく通報対象事実又はその他の法令に違反する事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が他にある場合は、調査に協力するものとする。

(秘密保持及び個人情報保護の徹底)

第8条 通報への対応に関与した本市職員(通報への対応に付随する職務を通じて、通報に関する秘密を知り得た者を含む。)は、通報に関する秘密を漏らしてはならない。

2 通報への対応に関与した本市職員は、当該対応手続において知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 通報への対応に関与した本市職員は、通報に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報への対応時及び対応終了後において、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること。

(2) 通報者を特定させる事項については、調査等の対象となる事業者及びその関係者に対して開示しないこと。

4 主管課における通報への対応に関する秘密保持及び個人情報の保護については、前3項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法令等に従うものとする。

(利益相反関係の排除)

第9条 本市職員は、次の各号のいずれかに該当する場合、通報への対応に関与してはならない。

(1) 法令違反行為等の発覚や調査の結果により、実質的に不利益を受ける者

(2) 通報者又は被通報者と親族関係にある者

(3) 通報に係る事案に関する公正な調査や措置等の検討又は実施を阻害し得る者

(通報者の保護)

第10条 市民相談所管課は、通報への対応が終了するまでの間及び終了後において、通報者が通報をしたことを理由として、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、消費者庁の公益通報者保護制度相談ダイヤル、神奈川県労働局を紹介するなど、通報者の保護に係る必要なフォローアップに努めるものとする。

(意見又は苦情への対応)

第11条 市民相談所管課は、通報に関する本市の対応について、通報者から意見又は苦情の申出を受けたときは、適切に対応するよう努めるものとする。

(運用状況の公表)

第12条 市長は、通報体制の概要及び件数等の運用状況について、毎年度終

了後、速やかに公表するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和4年5月31日告示第111号)

この告示は、令和4年6月1日から施行する。